

## 監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係について

建設業法第26条では、受注した建設工事を施工するときは、主任技術者又は監理技術者の配置が義務付けられています。配置する技術者については、国土交通省の「**監理技術者制度運用マニュアル**について」の中で次のように定められています。

特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

業者の皆様におかれましては、建設業法を遵守すると共に直接的かつ恒常的な雇用関係にある主任技術者及び監理技術者を配置されるようお願いいたします。

なお、直接的かつ恒常的な雇用関係については、一般競争入札の入札参加資格審査等の際に確認しています。

### ※1 直接的な雇用関係とは

配置予定技術者とその当該建設業者との間に、第三者の介入する余地のない雇用に関する権利義務関係が存在することで、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係とはいえません。

### ※2 恒常的な雇用関係とは

入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることが必要です。

確認の際は、下記書類のいずれかの提示を求めます。

**監理技術者資格者証又は健康保険被保険者証**